

原爆被爆者介護保険利用助成制度

被爆者健康手帳を所持されている県内の被爆者の方々に対して、福祉援護対策として、介護保険制度による特別養護老人ホーム等への入所、デイサービスやショートステイサービス、小規模多機能型居宅介護の利用及び所得税非課税世帯の被爆者のホームヘルプサービス利用について、1割自己負担額を助成します。

助成を受けられる人は？

岡山県内に住んでいる被爆者(岡山県知事発行の被爆者健康手帳所持者)

※ 訪問介護利用については、生計中心者が所得税非課税の世帯に属する被爆者に限られます。

助成対象事業は？

次の場合に介護保険の利用者負担額を助成します。

- ① 介護老人施設入所被爆者助成事業
 - ・介護保険の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所した場合
 - ・老人福祉法の養護老人ホーム 又は 特別養護老人ホームに入所した場合
 - ・介護保険の地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所した場合
- ② 訪問介護利用被爆者助成事業(低所得者世帯の被爆者に限ります。)
 - ・介護保険の訪問介護(ホームヘルプサービス) 又は 介護予防訪問介護を利用した場合(詳しくは「訪問介護利用被爆者助成制度」ちらしを参照ください。)
- ③ 通所介護利用被爆者助成事業
 - ・介護保険の通所介護(デイサービス) 又は 介護予防通所介護を利用した場合
 - ・認知症対応型通所介護 又は 介護予防認知症対応型通所介護を利用した場合
- ④ 短期入所生活介護利用被爆者助成事業
 - ・介護保険の短期入所(ショートサービス) 又は 介護予防短期入所を利用した場合
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護利用被爆者助成事業(※H21年4月1日以降の利用分から適用)
 - ・介護保険の小規模多機能型居宅介護 又は 介護予防小規模多機能型居宅介護を利用した場合

原爆被爆者介護保険利用助成制度

被爆者健康手帳を所持されている県内の被爆者の方々に対して、福祉援護対策として、介護保険制度による特別養護老人ホーム等への入所、デイサービスやショートステイサービス、小規模多機能型居宅介護の利用及び所得税非課税世帯の被爆者のホームヘルプサービス利用について、1割自己負担額を助成します。

助成を受けられる人は？

岡山県内に住んでいる被爆者(岡山県知事発行の被爆者健康手帳所持者)

※ 訪問介護利用については、生計中心者が所得税非課税の世帯に属する被爆者に限られます。

助成対象事業は？

次の場合に介護保険の利用者負担額を助成します。

① 介護老人施設入所被爆者助成事業

- ・介護保険の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所した場合
- ・老人福祉法の養護老人ホーム 又は 特別養護老人ホームに入所した場合
- ・介護保険の地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所した場合

② 訪問介護利用被爆者助成事業 (低所得者世帯の被爆者に限ります。)

- ・介護保険の訪問介護(ホームヘルプサービス) 又は 介護予防訪問介護を利用した場合 (詳しくは「訪問介護利用被爆者助成制度」ちらしを参照ください。)

③ 通所介護利用被爆者助成事業

- ・介護保険の通所介護(デイサービス) 又は 介護予防通所介護を利用した場合
- ・認知症対応型通所介護 又は 介護予防認知症対応型通所介護を利用した場合

④ 短期入所生活介護利用被爆者助成事業

- ・介護保険の短期入所(ショートステイサービス) 又は 介護予防短期入所を利用した場合

⑤ 小規模多機能型居宅介護利用被爆者助成事業 (※H21年4月1日以降の利用分から適用)

- ・介護保険の小規模多機能型居宅介護 又は 介護予防小規模多機能型居宅介護を利用した場合

訪問介護利用被爆者助成制度

どのような制度ですか？

生計中心者が所得税を課せられていない世帯(生活保護受給世帯を含む。)に属する被爆者が、介護保険の訪問介護または、介護予防訪問介護を利用したときの1割自己負担分を助成します。

助成を受けられる人は？

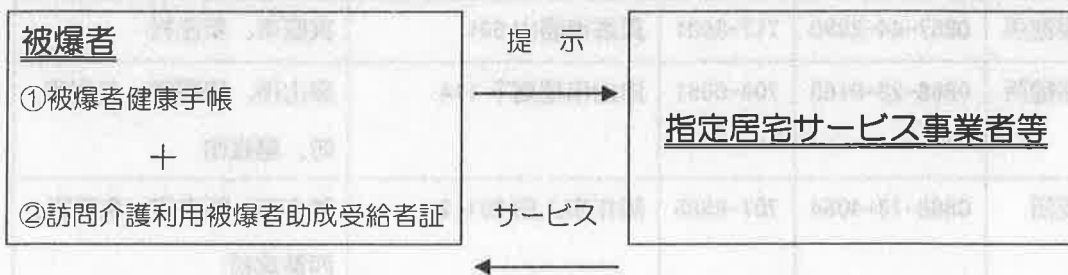
- ① 岡山県内に住んでいる被爆者(岡山県知事発行の被爆者健康手帳所持者)
- ② 世帯の生計中心者が所得税非課税の世帯(生活保護受給世帯を含む。)に属する人

※ ①と②の両方の条件を満たす必要があります。

助成の支給対象は？

指定居宅サービス事業者等が行うもので、保険給付対象となる訪問介護サービスまたは、介護予防訪問介護サービスに要した費用の1割
(他法又は特別対策などがある場合は、その額を引いた後の額)

助成の方法は？



訪問介護利用被爆者助成受給者証と被爆者健康手帳を指定居宅サービス事業所等に提示すると、介護保険の利用者負担額を支払わずサービスが受けられます。

訪問介護利用被爆者助成受給者証の入手方法は？

訪問介護利用被爆者助成受給者証の交付を希望される場合には、次の書類を添えて、保健所(別表1)を通じて県に申請してください。

- ① 訪問介護利用被爆者助成受給資格認定申請書
- ② 住民票(世帯全員が記載されているもの)
- ③ 世帯の生計中心者が所得税非課税であることを証する書類
(生活保護受給の場合は生活保護受給証明)
- ④ 介護保険の要介護認定等通知書又は介護保険被保険者証のコピー

注) ①の申請書に、世帯状況及び市町村民税の課税状況(非課税の場合のみ)について市町村長から証明を受けている場合には②及び③の書類は不要です。

別表1 (お問い合わせ先：岡山県の保健所及び保健所支所)

保健所名	電話番号	〒	所在地	市町村
備前保健所	086-272-3934	703-8278	岡山市中区 古京町 1-1-17	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
東備支所	0869-92-5180	709-0492	和気町和気 487-2	備前市、赤磐市、和気町
備中保健所	086-434-7024	710-8530	倉敷市羽島 1083	倉敷市、総社市、早島町
井笠支所	0865-69-1675	714-8502	笠岡市六番町 2-5	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
備北保健所	0866-21-2836	716-8585	高梁市落合町近似 286-1	高梁市
新見支所	0867-72-5691	718-8550	新見市高尾 2400	新見市
真庭保健所	0867-44-2990	717-8501	真庭市勝山 591	真庭市、新庄村
美作保健所	0868-23-0163	708-0051	津山市椿高下 114	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町
勝英支所	0868-73-4054	707-8585	美作市入田 291-2	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村
保健福祉部 保健福祉課援護班				
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 086-226-7320 (直通)				